

就学支援金オンライン申請 マニュアル簡易版 【継続申請編】



この手順書は、宮崎県版マニュアルの簡易版です。より詳しいマニュアルを確認したい場合は、次のQRコードから宮崎県庁のホームページにアクセスして、PDFを確認してください。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1 事前準備

用意するもの

- スマートフォン、パソコン等の端末
(パソコン使用の場合は、カードリーダー)
- 学校から配付された「ログインID通知書」
- マイナンバーカード等、収入を提出する人
(父母等) の個人番号が分かるもの

※マイナンバーカード=個人番号カード

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

①マイナポータルアプリから申請 (個人番号不要)

【必要なもの】

- マイナンバーカード
- マイナポータルアプリ (端末にインストール)
- マイナンバーカードを市町村窓口で受け取った際に設定した4桁の数字

②個人番号で入力する (マイナンバーカードをお持ちでない方)

県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。

マイナンバーカードを使用して自己情報を提出するための事前準備 2

マイナポータルアプリのダウンロード

スマートフォンのカメラを起動し、QRコードを読み取ってください。



シークレットモードになっている場合の解除方法

プライベートブラウズ (シークレットモード) で申請を行うと、システムエラーが発生する可能性があるため、事前に通常モードへの変更をお願いします。

iPhoneの場合

- iPhoneでSafari を開きます。
- アドレスバーが暗い場合、プライベートブラウズになっています。(白ければ本手続は不要です。)



- タブボタン をタップします。
- 「〇個のタブ」をタップして、「完了」をタップします。

「プライベート」の色が薄く、「〇個のタブ」の色が濃くなっているならOKです。

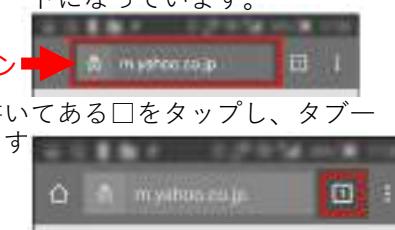
- アドレスバーが白くなればOKです。

シークレットモードの解除 (続き)

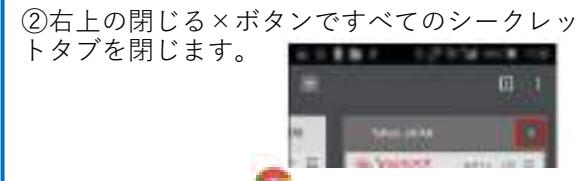
Androidの場合

シークレットモードを終了するには、すべてのシークレットタブを閉じます。

- AndroidスマートフォンでChrome を開きます。
- 上部にシークレットアイコン があれば、シークレットモードになっています。



- 中に数字が書いてある□をタップし、タブ一覧を表示させます



- もう一度Chrome を開き、シークレットアイコン がなくなっているればOKです。

3 e-Shienにログイン

①e-Shienにアクセス

デフォルトのブラウザ (通常iPhoneだとSafari、AndroidだとChrome) で「いーしぇん」又は「イーシエン」と検索
上位に生徒用ログインのページがヒットするので、そこからログインしてください。

②配付されたログインID通知書を見て、ログインIDとパスワードを入力

パスワードを表示するをクリックし、チェック を入れる



ログインID通知書は卒業するまで必要です。大切に保管してください。

e-Shienにログイン（続き）

③ログインIDとパスワードを入力したら、ログインをクリック

←クリック

*e-Shienシステムでは、基本的に「オレンジ色」のボタンをクリックして進んでいきます。

④ログインしたら、ユーザー名が生徒名になっているかを確認

もし生徒の名前が間違っている場合は、これより先の作業は行わず、学校に連絡してください。

4 現在の認定状況を確認

①一番下までスクロールしていき、一番下のオレンジ色になっている収入状況届出の「表示」をクリック



②一番下までスクロールしながら、変更が生じている項目がないかを確認する。

【チェック項目】

- 離婚し親権者ではなくなくなった人の情報が残っていないか
- 再婚し生徒と養子縁組をし、新たに親権者となった人の登録がされているか
- 課税地が引っ越し前の市町村になっていないか
(R7.1.1時点の課税地を登録する必要があります。)

*変更がある場合は、次のSTEPで「変更がある」を選択してください。

③前回の収入状況提出方法を確認する。

収入状況提出方法は次のうちどれになっているか

- 個人番号を入力する。
- 個人番号カードを使用して自己情報を提出する。
- システム外で個人番号カードの写し等を提出する。

収入状況提出方法

個人番号カードを使用して自己情報を提出する。

*提出方法を変更したい場合は、次のSTEPで「変更がある」を選択してください。

*「システム外で個人番号カードの写し等を提出する。」になっている人は、次のSTEPで「変更がある」を選択し、収入

状況提出方法を「個人番号を入力する。」に変更します。

④一番下までスクロールし、確認が終わったら、一番下の「マイページに戻る」をクリック

←マイページに戻る

5 繼続意向登録

①少し下にスクロールし、「継続意向登録」をクリック

②確認事項を読み、クリックしてチェックmarkをつける



③就学支援金の継続支給を希望する場合、意向確認で上を選択



希望する場合
クリック

④前回の申請から変更がある or 「ない」を選択



先ほど確認した際に、変更が生じていた項目があった場合と、収入状況提出を変更したい場合、「①あります。 (②以外の理由)」を選択

*「システム外で個人番号カードの写し等を提出する。」になっていた人は、「①あります。 (②以外の理由)」を選択



原則「②あります。 (家計急変)」は選択しない。
家計急変事由（右の説明参照）に該当する方は、一旦申請を中断し、学校に連絡をしてください。

先ほどの確認で、変更が必要な箇所が特になかった場合は、「③ありません。」を選択

④選択したら「入力内容確認」をクリック

⑤登録する内容を確認し、問題がなければ「本内容で登録する」をクリック

登録内容が誤っていた場合は「<継続意向登録に戻る」をクリックしてやり直す

6次の手続に進む

ここまででの選択により、次の手続が変わります。

変更がある人

→「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリック
※マニュアル⑤に続く

変更がなく、前回自己情報提出の人

→「続けて収入状況届出を行う」をクリック
※マニュアル⑥に続く

変更がなく、前回個人番号入力の人

→「臨時支援金意向登録」をクリック
※マニュアル⑦に続く

以下の内容で登録されました。
中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。



【参考】家計急変支援について

次の家計急変事由に該当し、収入要件を満たす場合、家計急変支援の対象となります。

【家計急変事由】

✓負傷・疾病による療養のため勤務できないこと
(その後90日以上就労困難)

✓自己の責めに帰することのできない理由による離職

(例)

- ・会社都合の解雇
- ・正当な理由のある自己都合退職（倒産状態の会社を離職、妊娠出産育児、父母の扶養、親族の常時看護等による離職等）

*雇用保険受給資格者証に記載された離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかであれば家計急変の対象となります。

✓被災により就労困難等となった場合

・入学前に発生した家計急変事由も、要件を満たせば家計急変支援の対象となります。

・家計急変事由に該当する場合は、学校にお知らせください。（入学後に家計急変事が発生した場合は、できるだけ早く学校に相談してください。）

・家計急変の区分での申請については、個別に状況を確認の上、必要な手続について御案内します。

保護者等情報変更 ※変更ありの方

【参考】この先一旦申請を中断した場合は、マイページの「保護者等情報変更届出」から再開できます。

①生徒情報を確認し、修正がなければ「保護者等情報入力」をクリック

もし生徒情報が間違っている場合は、これより先の作業は行わず、学校に連絡してください。

※生徒情報の修正は学校しかできません。学校が修正した後、申請を再開していただくことになります。

②保護者等の人数が変わるべきかを選択



離婚、死別、再婚に伴う養子縁組等で保護者の人数が変わった場合、上を選択
引っ越しに伴う課税地変更、収入状況の提出方法の変更等はあるが、人数に変更がない場合、下を選択

人数に変動がある場合のみ
(変動がない場合はスキップ)

③収入状況の確認が必要な方をクリックし、変更する。



収入状況の確認が必要な方
保護者等の収入状況を提出します。(離婚・再

人数に変動がある場合のみ 続き (変動がない場合はスキップ)

再婚して養子縁組を行い、親権者が2名になったとき
→親権者（両親）2名分の収入状況を提出します。

離婚や死別により、親権者が1名になったとき
→親権者1名分の収入状況を提出します。（離婚・死別等により親権者が1名の場合など）

※生徒が18歳の誕生日を迎えるときは、親権者ではなく生計維持者になります。

④人数が増えた場合は、「保護者等の追加」を1回クリック



クリックした後、下の方にスクロールすると、元々登録していた人の下に、2人目の欄が追加されます。

⑤1人ずつ、「変更」か「削除」を選択

表示されている情報を見て、変更がある場合は上を選択。

→編集できるようになります。

削除する場合は下の「削除します。」を選択。

⑥保護者等の情報を入力（修正）

保護者等の情報を入力（修正）してください。



保護者（両親）2名分の収入状況を提出します。

保護者1名分の収入状況を提出します。(もう1名の親権者が他の親権者です。個人番号の記入を選びません)

保護者1名分の収入状況を提出します。(離婚・死別等により親権者が1名の場合など)

主たる生計維持者（若者の収入状況を提出します。）

主たる収入者（親権者）自分の収入状況を提出します。(主たる生計維持者で必ず1名)1名が既に登録済み、個人番号の記入を選びません)

主たる生計維持者2名分の収入状況を提出します。

【収入状況提出方法】

マイナンバーカードを持っていない人や、マイナポータルアプリが使えない人は、「個人番号を入力する。」を選択してください。

前回「自己情報を提出」

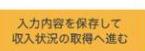
「システム外で提出」から「個人番号を入力する」に変更した方は、「今まで個人番号を提出していない」にを入れて、個人番号を入力してください。

【課税地情報】

課税地はR7.1.1時点の課税地を入力してください。

⑦入力内容の保存

●収入状況提出方法で「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択した場合

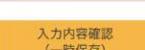


入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリック→次は4ページへ

マニュアル4ページの「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」の手順に沿って収入状況の取得をしてください。マニュアル中「収入状況届出」は「保護者等情報変更届出」と読み替えてください。

●収入状況提出方法で「個人番号を入力する」を選択した場合



入力内容確認
(一時保存)

「入力内容確認
(一時保存)」
をクリック

登録した内容が合っているかを確認し、「確認事項」を全て確認し、をクリックしてを入れてください。

すべてをしたら、「本内容で申請する」がオレンジ色になり、クリックできるようになるので、「本内容で申請する」をクリックしてください。

⑧臨時支援金意向登録をクリック

←この画面が出たら就学支援金の届出は完了です。続いて、「臨時支援金意向登録」をクリックしてください。

→次は5ページへ



収入状況届出 ※変更なし、前回自己情報の方

【参考】この先一旦申請を中断した場合は、マイページの「収入状況届出」から再開できます。

①生徒情報を確認し、修正がなければ「保護者等情報入力」をクリック

もし生徒情報が間違っている場合は、これより先の作業は行わず、学校に連絡してください。

※生徒情報の修正は学校しかできません。学校が修正した後、申請を再開していくことになります。

※生徒情報を学校が修正するにあたって、この申請を不受理とする必要があります。再開する際は、「収入状況届出」ではなく、⑤の「保護者等情報変更届出」にて申請をお願いします。

②保護者等情報を確認

保護者等情報を確認し、誤りがなければ「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックしてください。

メールアドレスと電話番号以外で修正が必要な場合は、学校に電話してください。
(収入状況届出は一旦不受理とし、保護者等情報変更届出をしていただきます。)

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

③「個人番号カード事前チェック」をクリック

この後は、「個人番号カード事前チェック」→「マイナポータルから自己情報を取得する」という流れで進んでいきます。保護者等が2人いる場合は、1人目の自己情報取得が終わったら、2人目の事前チェックに進むようにしてください。

④マイナンバーカードを市町村窓口で受け取った際に設定した4桁の数字を入力

パスワードが分からなくて次に進めないときは、学校に連絡してください。申請を不受理にし、「保護者等情報変更届出」にて、「個人番号を入力する。」に変更して申請していただきます。

⑤マイナンバーカードを机等の平面に置き、その上にスマートフォンを直接重なるように置く



問題なく進むと、e-Shienに画面が戻ります。これで事前チェックは終了です。

⑦下にスクロールし、「マイナポータルから自己情報を取得する」をクリック

※事前チェックが終わるとオレンジ色に変わり、進めるようになります。

⑧情報の提供に同意するをクリックし、次へ進む

⑨マイナンバーカードを市町村窓口で受け取った際に設定した4桁の数字を入力

ここから先は、先ほどと同じ流れで本番の読み取りを行います。

⑩マイナンバーカードを机等の平面に置き、その上にスマートフォンを直接重なるように置く



⑪読み取りが完了したら、カードを外す



⑫データ取得ボタンを押す



問題なく進むと、e-Shienに画面が戻ります。これで自己情報の取得は終了です。

2人目の保護者等がいる場合は、同様に事前チェックと自己情報の取得を行ってください。

⑬全員分の収入状況を取得後、一番下までスクロールし、「入力内容確認（一時保存）ボタンをクリック

△もしここでエラーが発生したら、エラーメッセージの内容に従って対応してください。（税の申告が未申告の場合等にエラーになることがあります。なお、税の申告を行っていない場合、個人番号を提出しても審査ができないため、申告手続を行ってください。）

⑭臨時支援金意向登録をクリック

←この画面が出たら就学支援金の届出は完了です。続いて、「臨時支援金意向登録」をクリックしてください。

→次のページ⑦へ

個人番号カードを使用して自己情報を提出しようとしたが、うまくいかないとき



この画面になったときは、シークレットモードになっていないかを確認してください。
(1ページ事前準備を確認)

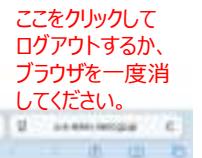
ブラウザを消してシークレットモードを解除したあと、もう一度ログインからやり直してください。

それでもうまくいかない場合は、下記「どうしてもうまくいかないとき」にお進みください。



個人番号カードのパスワード等が分からずe-Shienに戻ると、このような画面となっていることがあります。

この画面になったときは、ログアウトして、再度ログインしてください。



～どうしてもうまくいかないとき～

個人番号カードを使用して自己情報を提出しようとしたがうまくいかなかった保護者の収入状況提出方法を「個人番号を入力する」に変更して、申請を行う必要があります。

学校に連絡し、収入状況届出を不受理にしてもらったあと、「保護者等情報変更届出」にて申請を再開し、収入状況提出方法を「個人番号を入力する」に変更してください。

→マニュアル「⑤保護者等情報届出」参照

※なお、その際は、「今まで個人番号を提出していない」に☑を入れて、個人番号を入力してください。

8 臨時支援金意向登録、申請

【高校生等臨時支援金とは】

令和7年度において、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。

高等学校等就学支援金に申請した結果、所得要件で就学支援金が不認定（所得制限）となつた生徒等は臨時支援金を受給することができます。

給付額：全日制の学校の場合、9,900円／月

令和7年4月から令和8年3月までの期間で、就学支援金が不認定（所得制限）の月が、臨時支援金対象となります。

※高等学校等就学支援金を申請せず、高校生等臨時支援金のみ申請することはできません。

①臨時支援金を申請する意向があるか登録する



就学支援金が所得制限となつた場合に、**臨時支援金の支給を希望する場合→上を選択**してください。

何らかの理由により申請を希望しない場合→下を選択してください。

※臨時支援金は返還不要です。就学支援金が認定されれば、臨時支援金は不認定となります。就学支援金が認定されても、臨時支援金の取下げ申請等は不要です。

②臨時支援金の申請をする場合、同意事項が表示されるので、内容を確認の上□をクリックし、全てに☑を入れる

→「登録内容確認」をクリック



③登録内容が意向と合っているかを確認する
→問題がなければ、「本内容で登録する」をクリック



※「本内容で登録する」をクリックして、エラーが出た場合は、学校に連絡してください。



④ログアウト



ログアウトする際は、右上のメニューをクリックして、ログアウトを選択してください。